

別表

区 分	減免の割合
(1) 市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の10割
(2) 市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の10割
(3) 市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の5割
(4) 市内に事務所を有する青少年関係認定団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	施設使用料の10割
(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体又はこれらに準ずる団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	体育館・会議室等各室使用料の10割
(6) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた市内に居住する者が使用するとき。	施設使用料の10割
(7) 年長者施設利用証、下関市介護保険被保険者証（65歳以上）、公的機関が発行した福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等）の交付を受けた者が宿泊するとき。（施設利用証、被保険者証及び証明書を提示した場合に限る。）	施設使用料の2割
(8) 市内に在住する、又は市内に通学あるいは通勤する20歳未満の青少年がユースステーションを使用するとき。	施設使用料の5割
(9) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の10割以内

注 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級～4級までの者に限る。）が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。